

「日本の教育経験—途上国の教育開発を考える—」

[サマリーペーパー]

—報告書目次—

序章 開発途上国の教育課題

第I部 日本の教育史の概観

第1章 日本の教育の近代化と教育の発展

第II部 日本の教育経験

第2章 教育行政

第3章 教育財政

第4章 学校経営

第5章 明治時代の就学促進策—地方の取り組みを中心に—

第6章 女子教育

第7章 戦後の就学困難児童・生徒に対する就学促進策

第8章 へき地教育

第9章 留年・中途退学問題への取り組み

第10章 教育課程（カリキュラム）

第11章 指導計画—授業の構造化—

第12章 教員養成・研修

第13章 授業研究

補章 学校文化

第III部 開発途上国における日本の教育経験の応用に向けて

第14章 開発途上国における日本の教育経験の応用に向けて

付録 教育統計

(報告書A4版 全 205ページ)

■ 調査研究の背景と目的 ■

万人の基本的権利である基礎教育は国際協力における最重要分野の一つとして位置づけられており、日本も自国の教育経験を活かして教育協力を拡充していくことを公表している。

日本は、明治初期の近代教育導入時には途上国と同様に教育の「量的拡大」「質的向上」「マネジメント改善」という課題に直面していたが、積極的にこれらに取り組んだ結果、比較的短期間のうちに基礎教育の普及を実現することができた。このような日本の教育経験は、途上国の教育開発を考える上で有用な示唆を多く含んでいる。そこで本報告書では日本の教育経験を途上国の教育開発の観点から整理し、日本の教育経験が途上国の教育開発にどのように活用できるのか、日本の経験を応用する際の留意点は何かについて考察している。

■ 日本の教育の変遷 ■

[近代的な学校教育の導入期 (1868~1899年)]

日本においては、明治初期に近代教育を導入した当初は近代教育の制度構築に重点が置かれた。1872年(明治5年)に「学制」が制定され、教育関係法規の整備、教育予算の確保や教育関連情報の整備が行われた。また、教員養

成や教員免許に関する法整備も行われた。明治初期には初等教育就学率は30%未満であり、初等教育の普及が最優先課題とされた。

[教育制度の拡充期 (1900~1945年)]

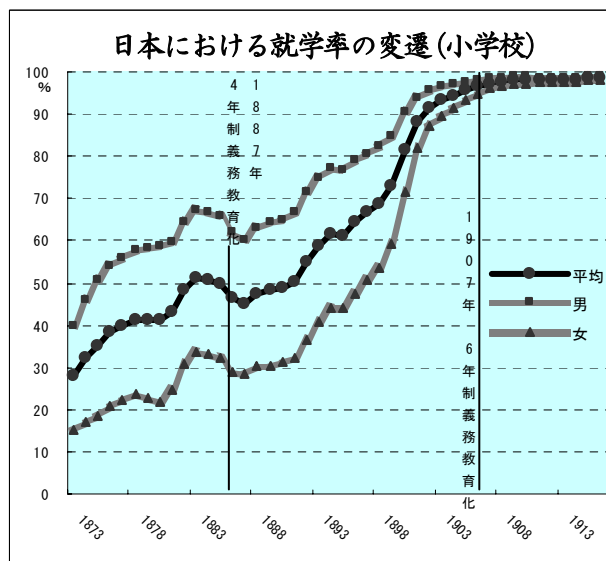
初等教育の就学率が80%を超えた1900年(明治33年)以降は近代教育拡充期といえる。この時期には、義務教育の完全普及を目指して、義務教育の無償化、自動進級制度の導入などが行われた。また、義務教育費の国庫負担が実施され、受益者の負担が軽減された。これらの対策により、初等教育はさらに普及し、施策的には教育制度、教育内容、指導方法などの改善とその成果といった教育の質的向上が重視されるようになっていった。

[教育制度復興期 (1945~1969年)]

第二次世界大戦後の教育制度復興期では、学校教育の復旧と教育の機会均等が最優先課題となり、「教育の民主化」と「機会均等」を柱とする抜本的な教育システム改革が行われた。教育の民主化に関しては1947年(昭和22年)の教育基本法と一連の教育関係法規制定による教育改革が実施され、教育の機会均等については、へき地に居住する児童や障害児、経済的な就学困難児童への対策や、学校給食、学校保健の推進などが実施された。

[社会変容に対応する教育の充実期 (1970年~現在)]

1960年代の急激な社会経済構造の変化に対応すべく1970年代には教育制度の全面的見直しが行われた。また、各教育段階での就学率が高くなったこの時期には施策の重点は教育の質的向上に置かれるようになった。



■ 日本の教育開発の特徴 ■

以下で述べる日本の教育開発の特徴は、教育開発を考察する際の視点となるだけでなく、途上国に日本の教育経験を応用する際の留意事項でもある。

① 教育開発の促進要因としての初期条件の存在

日本は近代教育導入以前から伝統的教育が普及しており、また学歴による人材登用システムも芽生えていた等の比較的恵まれた初期条件があり、初期条件を活用して近代教育の拡充を図っていった。

② 国家重点政策としての教育政策

日本においては、明治初期の近代政策や戦後の民主化政策の中で教育政策は極めて重視されていた。また、他国の教育経験を自国に適した形に改善して取り込んできた自助努力や他国の教育経験に対する受容能力の高さも特徴である。

③ 包括的・漸進的な教育改善

日本では教育改善が包括的かつ漸進的に行われてきた。日本では行政の継続性を担保しながら、前の時代までに積み重ねられてきた経験を踏まえて、定期的に施策を見直し、修正を加えてきた。このような教育改善の取り組みは国民や教育関係者の理解を得やすく、それが現実的かつ着実な教育改善を可能とした。

④ 行政における中央集権と財政における地方分権

日本の教育行政制度は基本的には中央集権的であり、これが教育改革・改善を全国規模で均等・均質に展開していく上で有効であった。

一方、教育財政については近代教育導入期には受益者負担とされ、住民、学校、市町村が教育経費の多くを負担していた。これが可能であった背景には教育の重要性に対する国民の理解と期待があった。

⑤ 教育現場の創意工夫

日本では教員は教育政策を解釈し実践するとともに教育現場で実践に基づいた教育改善を行っていくことが求められている。こうした教員を育成・確保するために国は教員養成・研修制度を充実させ、教員の待遇改善を行ってきた。また、教員自身も自主的に研修等に参加し、教員間のネットワークを形成して自らの専門性を高めてきた。

■ 日本の教育経験の応用 ■

歴史的社会的背景が異なる途上国において、日本の教育経験を応用する際には、これを積極的に活用したいと途上国が考えることが大前提となる。この前提を踏まえた上で、日本の教育経験の途上国協力への応用を検討すると次の

ような方法が考えられる。

① 教育の発展段階に応じた協力

日本の教育発展プロセスを振り返ると、常に教育の量・質の両面にわたって継続的に取り組まれてきたが、重点は初等教育を中心とした教育の量的拡充から始まり、初等・中等教育の量的拡大が実現されると就学前教育・高等教育の拡大や教育の質の向上に移行してきた。

このような日本の教育開発プロセスに相手国の教育段階を照らし合わせ、その時点で日本が実施した施策や取り組みを紹介し、相手国の必要に応じて協力を実施することができる。

② ケーススタディとしての活用

途上国の関係者に日本の教育経験を事例として紹介することにより、具体的な協力内容や協力開始のための前提条件について踏み込んだ形で協議してすることができる。

③ 教育開発活動のオプションとして活用

日本の教育経験は途上国の課題に対する教育開発活動の選択肢の1つとして活用できる。日本の教育経験やその前提条件を分析していれば協力の方向性やアプローチを検討する際に参考になる。

■ 応用の際の留意点 ■

社会・経済・文化的背景の異なる途上国に日本の経験を応用する際には、その国に適合するように日本の取り組みを調整・変更する必要があり、どのような取り組みの応用であっても関係者の意思と意欲、不断の努力が必要になる。特に国レベルの施策の応用には労力、予算、期間がかかり、技術的難易度も高く、日本の経験を直ちに応用することは難しい。このような場合は日本の経験を1つの事例として提示し、途上国関係者が自国の教育開発の方策を考える材料にするということが考えられる。

また、各種取り組みの前提条件としては①各種ニーズの把握と統計の整備、②関係者・対象者の啓発と理解向上、③実施・責任主体の実施体制強化とイニシアティブの醸成、④法制度整備、などがあり、これらが不足している途上国については前提条件を整える支援も必要となる。

■ 今後の検討課題 ■

今後の日本の教育経験を途上国の教育開発に活かしていくための検討課題としては以下のものがある。

- ①日本の教育経験に関する情報の積極的発信
- ②歴史的側面も踏まえた途上国の教育セクター分析
- ③社会的・文化的配慮に基づく教育協力の実施
- ④日本の経験を応用する適切な援助手法の検討